

市民オンブズマンわかやま

ニュース NO72

発行責任者 畑中 正好 発行日 2009年3月16日
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767
http://www.naxnet.or.jp/~wa_obz/ Eメール wa_obz@naxnet.or.jp

県議政務調査費返還請求住民訴訟

編集部座談会

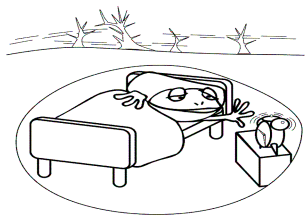
裁判をめぐるって

作成が義務の会計帳簿

県議らから その提出がない

一昨年8月に提訴した和歌山県議の政務調査費の返還を求めた裁判について、現在の進行状況を詳しく知りたい、という声が寄せられました。そこで、今回は、これを取り上げます。

阪谷 現在、どのような状況にあるのですか。県議の政務調査費の返還を求めた裁判は。



迫間 一昨年の8月の提訴でしたから、もう1年半が過ぎました。

井上 8回裁判が行われましたが、その間に、阪谷 原告でしたね。井上さん。

井上 そうです。私も原告です。裁判には大抵出席しています。3月17日に次の裁判が行われます。

迫間 それで9回目ですか。

畑中 そうです。迫間 着々と、進んでいますか。

畑中 この間、書面や書類のやりとりで進んでいますが、内容的には随分進みました。

井上 実質の相手方が多いから、書類なども多いと。

畑中 ええ。40人分です。

阪谷 実質の相手方の元・現議員の数は41人じゃなかった、ですか。

畑中 提訴後に死亡した方があり、その方

の分は訴えを取り下げました。

阪谷 そうでしたか。

迫間 相手の主張は全員分出たのですか。

畑中 はい。全員分の提出があり、それに対する私達の側から反論を行っています。

迫間 証拠書類なども提出されているのですか。

畑中 領収書などについては、殆どの議員らの分が提出されてきています。しかし、会計帳簿については38人が一切提出されていませんし、残る2名も会計帳簿もどきもので、到底、真

会計帳簿存在しない場合 政務調査費からの支出 認められない

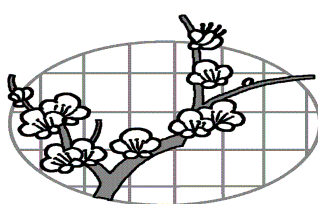
ですか。
畑中 そう、前払いです。
4ヶ月毎の3ヶ月分72万円がです。県議らが受領

した段階では、未だ対価の支払いではなく、今後支出の原資として預けている、預かっているという性格なのです。だから、議員側からすれば、預かり金であることを明確にする上でも重要といえます。
迫間 それは明確にする必要がありますね。預かり金なのだから私費に紛れていないことを明確にする上でも。
阪谷 私費に紛れていれば問題ですよ。
畑中 そう思うでしょう。だからこそ、そう言う疑いが生じないよう会計帳簿に記帳し、私費とは別に保管していることも明らかにすべきです。
井上 そうあるべきですよ。
阪谷 支出の記帳では。
畑中 支出の処理日毎に、政務調査費から支出した支出や残高が記帳されていることです。

阪谷 そりゃー、当たり前でしょう。
畑中 でも、そう言う帳簿の提出がないのですからね。誰からも。
井上 ひどいなあー。
阪谷 内訳を明確にするという点は。
畑中 その意味はですね。収支報告書に記載された内訳が明確になるよう、支出の相手方、品名、数量、調査研究活動との関連性などに関する内容について記帳し、証拠書類と照合が容易にできるようにすることを要求しているといえます。
迫間 なるほど、証拠書類との照合が容易にできるように、ですね。
畑中 そのような会計帳簿があつて初めて、収支報告書とのつながりが明らかに成り、支出の裏付けの検証も可能となる訳です。

井上 とても重要じゃないですか、帳簿が。
畑中 そうです。欠くことがあつてはならない、ですよ。
阪谷 存在しない場合、どうなります。
畑中 当然、政務調査費からの支出は認められない、といふべきです。
井上 政務調査費が認められないと。
畑中 そうです。内訳を明確にした会計帳簿の作成は、県の規程で命じられているのだから、その義務を果たしていない議員が、その責めを負うのは当然でしょう。
迫間 義務を果たしていない以上、政務調査費が認められないとしてもやむを得ないとなりますね。
井上 よく分かりました。
阪谷 会計帳簿について縷々論じてきましたが、その他に何かありませんか。

畑中 そうですね。相手から提出された証拠資料が、真実か、政務調査費からの支出が認められる内容かなどについて検証しているのですが、まだ、途中です。
井上 まだ言えないと。
迫間 提出資料も多いと。
畑中 そうなのです。40人分ありますからね。
迫間 そうすると今後の裁判進行はどうなりますか。
畑中 今後は、こちら側が進めている先ほどお話しした相手から提出された証拠資料の検討結果を書面にして提出し、相手側がこれらに反論などが行



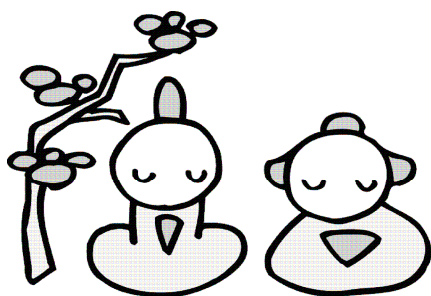
内訳を明確にした会計帳簿

欠くことのできない証拠資料

の会計帳簿といえるもの
ではありません。

阪谷 会計帳簿が重要な
ですか。

畑中 県の規程で作成する
こととされており、支出
の内訳も明確にするよう
義務づけられています。



そして、整理した証拠書
類とともに保管すること
とされているのです。

井上 それなのに提出がな
いと。

迫間 なくてよいのですか。
坂谷 よい訳ないでしょう。
作成することが義務とさ
れているのですから。

畑中 おっしゃるとおりで
す。それに、領収書など
の証拠書類も大事です
が、内訳を明確にした会
計帳簿が重要なのです。
阪谷 どのような点からで
すか。

畑中 領収書などのみでは、
収支報告書に記載されて
いる支出と、その領収書
などに記載されている支

出とが必ずしも一致する
とはみなされないからで
す。

迫間 え、それどういうこ
とですか。

畑中 収支報告書には、8
項目の支出額の計で記載
されていますので、その
内訳が分かりません。例
えば、20万円とする報告
があるとします。しかし、
その内訳が、1件の20万
円なのか、5万円の4件
の計なのか分からないか
らです。

井上 なるほど。内訳が不
明では、どうしようもな
いですね。これがその領
収書だといわれても、
迫間 だから、会計帳簿に

内訳を明確にするよう義
務づけているのですか。
畑中 それに、議員の活動
は、議会活動、後援会活
動、政党活動、選挙活動
等と多彩であり、議員の
支払金も後援会活動、政
党活動、選挙活動などと
多面性があります。それ
だけに、領収書が議員宛
になつていたらとしても、
それが、調査研究活動の
ために支出したものだど
は一概に見なされないとい
う事情もあります。

迫間 端的に言えば、議員
宛の領収書には、調査研
究活動外に使用したもの
もあるということですか。

畑中 そういうことです。
井上 それじゃ、よけいに、
領収書だけではだめじゃ
ないですか。
畑中 だから、その内訳を
会計帳簿で明確にするよ
う求めているのです。し
かし、内訳だけが記載さ
れていても不十分なので
すよ。

阪谷 まず、会計帳簿とし
てきちんとしたものを作
成されていることが必要
だ、と言ってるのですか。
畑中 そうです。会計帳簿
としては、処理日順に「収
入」、「支出」などの入出
金と、「残高」が記帳さ
れていることが最低限必
要です。

迫間 入出金の記帳は基本
的なことでしょうか。
阪谷 収入としては何を。
畑中 政務調査費は3ヶ月
分前払いされますので、
受領した日毎に記帳され
てあるべきでしょうね。

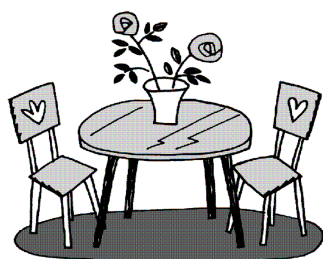
井上 前払いされているの

旅田卓宗市議

議員報酬差押

第5回目の配当が実施

私達が差押えている旅田卓宗市議の議員報酬に関する第5回目の配当が1月にありました。今回、配当にかかる差押え分256万5171円から、旅田市議が滞納していた平成20年度の国民健康保険料の差押え分68万3900円が先に充当されました。私達の債権である石泉閣賠償金による取立金は、下記の一覧表のとおり計約1226万円になりました。



取立金一覧表

債権者	債権額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	取立計
		(H19/8/17)	(H19/12/21)	(H20/5/23)	(H20/10/17)	(H21/1/23)	
オンブズ	254,540,146	0	0	0	0	0	0
	54,296,677	1,241,607	1,464,200	2,577,058	2,374,009	1,386,211	9,043,085
和歌山市	110,000,000	445,195	521,497	917,859	845,540	493,720	3,223,811
取立計							12,266,896

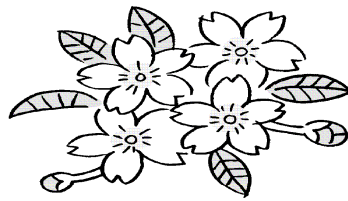
石泉閣損害賠償金の取立額総計

12,266,896

われることになりませう。
阪谷 予想として、今後は
どの程度。

畑中 いつどうなると確定
的には言えませんが、証
人調べなどは考えていま
せんので、そう遠くない
時期に結審することは考
えられます。なお、検討
中の相手から提出された
証拠資料からとんでもな
い事実も明らかになつて
います。次の機会には、
報告できるでしょうから
楽しみにして下さい。

阪谷 分かりました。
井上 次回を楽しみにして
います。



第13回定期総会のご案内

次の日程で、第13回定期総会をおこないますので、
是非、お越し下さい。

日 時 4月15日(水)PM6時～

場 所 和歌山市勤労者総合センター

TEL 073-433-1800

当面の予定

- 3月16日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 3月17日 AM 10:15 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟第9回裁判
- 3月25日 PM 6:00 ~
第6回全員会議
- 4月15日 PM 6:00 ~
第13回定期大会
- 4月28日 AM 10:15 ~
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟第10回裁判
- 4月28日 PM 4:00 ~
編集会議
- 5月18日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 5月27日 PM 6:00 ~
第1回全員会議

次回会員会議のご案内

日 時 3月25日(水)午後6時～
場 所 和歌山市勤労者総合センター
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい